

【事例 4】 前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得等及び配当所得等から控除するケース

私は、令和 7 年中に P 証券山手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。

譲 渡 区 分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差 引 金 額
上 場 分	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円
特 定 信 用 分	—	—	—
合 計	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円

また、この特定口座を通じて上場株式である J 商事の配当（収入金額 60,000 円）を受け取りました。

私は、これらの収入以外に、給与があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が 1,350,000 円（令和 4 年分の損失 250,000 円、令和 5 年分の損失 300,000 円及び令和 6 年分の損失 800,000 円）あります。

① - 1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、2 面を書いた後に 1 面を書ってください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように 2 面から転記してください。

※ 上場株式等の相対取引など（37 ページの 2 の（注 2）参照）がある場合の記載方法については、1 面の（注）をご覧ください。

この事例では、⑪欄の金額が黒字ですので、この金額を「申告書第三表」⑦欄に転記してください。

なお、⑪欄の金額が赤字の場合はここでは転記せず「確定申告書付表」1 面の⑤欄の金額を「申告書第三表」⑦欄に△を付けて転記します（24 ページ参照）。

この事例の場合、P 証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることもできます。

【令和 7 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
 なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 E 市○×町 53-8 フリガナ フクオカ ヨシコ
 (前住所) (氏 名) 福岡 良子
 電話番号 〇〇〇-×××-△△△△ 職業 会社員 関与税理士名 (電 話) ()

※ 譲渡した年の 1 月 1 日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上 場 株 式 等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①		5,000,000 円
その他の収入 ②		
小 計 (①+②) ③		5,000,000 円
必要経費又は譲渡に要した費用等		
取得費 (取得価額) ④		4,600,000 円
譲渡のための委託手数料 ⑤		
⑥		
小計 (④から⑥までの計) ⑦		4,600,000 円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) (△を付けないで書いてください) ⑧		400,000 円
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨		400,000 円
特定投資株式の取得に要した金額等の控除 (※2) (※9欄が赤字の場合は 0 と書いてください) ⑩		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪		400,000 円

※1 一般株式等について赤字の場合は 0 と書いてください。
 ※2 上場株式等について赤字の場合は 0 と書いてください。

本年分で差し引く上場株式等に

添付書類
 この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、46 ページの「株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類」を参照してください。

【事例 4】 の解説

○ あなたが行った取引は、「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れた J 商事の株式の配当は、「上場株式等の配当等」に該当します。この源泉徴収口座の譲渡所得等及び配当所得については申告することにより、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができます。

また、控除してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後 3 年間にわたり繰り越すことができます（36 ページ参照）。

これらの上場株式等の取引による譲渡所得等の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	翌年以後に繰り越される金額
(譲渡分)	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円	0 円
(配当分)	60,000 円	0 円	60,000 円	0 円
(繰越分)			△ 1,350,000 円	△ 890,000 円

※ 申告分離課税を選択した配当所得については、配当控除などは適用できません。

○ 「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」については、【事例 1】から【事例 3】までの記載例の順に沿って作成してください。

※ 令和 7 年中に株式等の譲渡をしていない場合でも、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

(注) この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控えも併せて作成し、保管してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（2 面上部）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座・簡易口座	P 証券会社 山手支店出張所	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円	61,260 円
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 本店出張所				
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 本店出張所				
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 本店出張所				
源泉口座・簡易口座	銀行 本店出張所				
合 計 (上場株式等 (特定口座))		5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円	61,260 円

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、源泉口座・簡易口座のいずれかを「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

「申告書第二表」の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に転記してください。

「源泉徴収税額」欄及び「株式等譲渡所得割額」欄の金額がある場合は、【参考】源泉徴収口座を申告する場合の転記方法（40 ページ）を参照して転記してください。

令和 7 年分 特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住所 (居所)	フリガナ	氏 名	勘 定 簿 別	① 源泉 ② 配当等
	E 市○×町 53-8	フクオカ	ヨシコ 良子		30・7・11
前提出出時の住所又は居所		生年月日	明・大・令 46・12・27	源泉徴収の選択	①有 ②無

譲 渡 区 分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)
上 場 分	5 000 000 円	4 600 000 円	400 000 円
特 定 信 用 分			
合 計	5 000 000 円	4 600 000 円	400 000 円

1-2 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

確定申告書付表(1面)

令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は居所) E市○×町53-8

フリガナ フクオカ ヨシコ

氏名 福岡 良子

前提出出時の住所又は居所 明・大・平 46 12 27

令和7年分の確定申告書付表(1面)

まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書きます。〔2面〕の2も同じです。)

○「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の金額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額(※) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の②欄の金額) <td>②</td> <td></td>	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額) <td>③</td> <td></td>	③	

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の「上場株式等」の⑨欄の括弧書きの金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
P証券 山手支店	60,000 円	
合計	60,000 円	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (②-③) (赤字の場合には0と書いてください。)	④	60,000

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑤	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④欄の金額≥⑤欄の金額の場合には0と書いてください。) <th>⑥</th> <td>60,000</td>	⑥	60,000

(注) (1)の記載がない場合には、⑤欄の金額を移記してください。

確定申告書付表(2面上部)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (令和4年分)	250,000	⑤(前年分の付表の⑦欄の金額)円	⑥(⑦-⑤)円
本年の2年前分 (令和5年分)	300,000	⑥(前年分の付表の⑧欄の金額)円	⑦(⑧-⑥)円
本年の前年分 (令和6年分)	800,000	⑦(前年分の付表の⑨欄の金額)円	⑧(⑨-⑦)円

(注) ①面⑤欄及び②面⑦欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用する。

本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑤+⑥+⑦) ⑨

本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑥+⑦+⑧) ⑩

令和7年分 特定口座年間取引報告書

住所(居所) E市○×町53-8

フリガナ フクオカ ヨシコ

氏名 福岡 良子

前提出出時の住所又は居所 明・大・平 46 12 27

令和7年分の確定申告書付表(1面)

まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書きます。〔2面〕の2も同じです。)

○「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の金額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額(※) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の②欄の金額) <td>②</td> <td></td>	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額) <td>③</td> <td></td>	③	

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の「上場株式等」の⑨欄の括弧書きの金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
P証券 山手支店	60,000 円	
合計	60,000 円	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (②-③) (赤字の場合には0と書いてください。)	④	60,000

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑤	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④欄の金額≥⑤欄の金額の場合には0と書いてください。) <th>⑥</th> <td>60,000</td>	⑥	60,000

(注) (1)の記載がない場合には、⑤欄の金額を移記してください。

確定申告書付表

1面 1(2)「利子等・配当等の収入金額(税込)」欄に転記します(⑤欄の金額がある場合は、⑨欄の金額と⑤欄の金額の合計額を転記します。)

なお、⑪欄の金額を転記しないよう、ご注意ください(20、21ページ参照)。

「納付税額」欄の金額がある場合、「申告書第二表」に転記してください(40ページ参照)。

「令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の作成に当たっては、「令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)の確認が必要となります。

《参考》令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)

《参考》令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(2面上部)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (令和3年分)	500,000	⑤(前年分の付表の⑦欄の金額)円	⑥(⑦-⑤)円
本年の2年前分 (令和4年分)	250,000	⑥(前年分の付表の⑧欄の金額)円	⑦(⑧-⑥)円
本年の前年分 (令和5年分)	300,000	⑦(前年分の付表の⑨欄の金額)円	⑧(⑨-⑦)円

(注) ①面⑤欄及び②面⑦欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用する。

《参考》令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(1面下部)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑤	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④欄の金額≥⑤欄の金額の場合には0と書いてください。) <th>⑥</th> <td>0</td>	⑥	0

(注) (1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。

この令和3年分の譲渡損失の金額(500,000円)は、令和7年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除することはできません。

この金額が令和6年分の譲渡損失の金額です。

事例4(記載例)

この付表の作成が必要なケースは【事例2】の15ページで説明していますので、参照してください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けないで書いてください。

令和7年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の場合のみ書いてください(【事例2】の15ページ参照)。
この事例では、黒字ですので記入の必要はありません。

⑤欄の金額は、令和7年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の場合のみ書いてください(【事例3】の21ページ参照)。
この事例では、黒字ですので記入の必要はありません。

第三表⑦欄へ(24ページ参照)

①～③欄には、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書い(「令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)を参考に、該当の年分欄に記入してください。)

事例4(記載例)

この事例では、本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑩～⑪欄）は次のとおりです。

【⑩欄】⑪欄（※1）の金額から差し引く⑨欄の金額

⑨欄（250,000円）＜⑪欄（※1）（400,000円）となりますので、⑩欄には250,000円と書きます。

【⑪欄】⑥欄（※2）の金額から差し引く⑨欄の金額

⑨欄の金額（250,000円）を⑥欄（※1）の金額から全て引ききれましたので書きません。

【⑫欄】⑪欄（※1）の金額から差し引く⑫欄の金額

⑫欄（300,000円）＞（⑪欄（※1）－⑩欄）（400,000円－250,000円＝150,000円）となりますので、⑫欄には150,000円と書きます。

【⑬欄】⑥欄（※2）の金額から差し引く⑫欄の金額

⑫欄の残額（300,000円－150,000円（⑫欄）＝150,000円）＞⑥欄（※2）（60,000円）となりますので、⑬欄には60,000円と書きます。

【⑭欄・⑮欄】

⑪欄（※1）の金額と⑥欄（※2）の金額が⑩⑫⑬欄で全て差し引かれたので記入しません。

※1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場株式等」の⑪欄（26ページ参照）のことで。

※2 「確定申告書付表」1面の⑥欄（28ページ参照）のことで。

確定申告書付表（2面／続き）

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（令和4年分）	250,000	250,000	
本年の2年前分（令和5年分）	300,000	150,000	90,000
本年の前年分（令和6年分）	800,000	800,000	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑨＋⑩＋⑪）		400,000	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑫＋⑬＋⑭）		60,000	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑫＋⑬＋⑭）			890,000

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○「⑫本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額（※）

※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

⑩欄から⑪欄には、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください（「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」欄（④～⑥欄）の金額を限度とし、最も古い年分である上段から上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税配当所得等の順に控除します。）。

⑨欄には⑩⑫⑬欄の合計額を、⑩欄には⑩⑪欄の合計額を書いてください。

⑨欄の金額が、令和7年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

また、⑩欄の金額が、令和7年分の分離課税配当所得等金額から差し引く前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この事例では、⑦欄の金額と⑧欄の金額の合計額（⑪欄の金額）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

第三表⑫欄へ（1,000円未満の場合、転記の必要はありません。）。

申告書第三表（右中部）

株式等	本年分の⑦、⑧から差し引く繰越損失額	95	400,000
配当等	翌年以後に繰り越される損失の金額	96	890,000
先物取引	本年分の⑦から差し引く繰越損失額	97	60,000
その他	本年分の⑦から差し引く繰越損失額	98	
	翌年以後に繰り越される損失の金額	99	

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（1面下部）

所得金額の計算	一般株式等	上場株式等
⑨欄の金額（⑨－⑩）	申告書第三表⑨へ	黒字の場合は申告書第三表⑨へ
⑪欄の金額（⑪－⑫）	申告書第三表⑪へ	400,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）	申告書第三表⑪へ	400,000
繰越控除後の所得金額（⑪－⑫）	申告書第三表⑪へ	0

⑫欄には、⑪欄が黒字の場合で「確定申告書付表」2面の⑨欄の金額がある場合にこの⑨欄の金額を転記してください。

⑫欄の金額は、⑪欄の金額を超えることはありません。

第三表⑫欄へ（1,000円未満の場合、転記の必要はありません。）。

②～⑦ 第一表、第二表及び第三表を作成します。

○【事例1】から【事例3】までの記載例を参照してください。